上富田町産業振興促進計画

令和７年　５月２６日作成
和歌山県 上富田町

１．総論

（１）計画策定の趣旨

上富田町は、紀伊半島の南端の内陸部に位置し、北と東は田辺市、西と南は白浜町に接しています。町の形状は、東西約 10 ㎞に底辺し、南北約 11 ㎞を頂点とした三角形を形づくっています。総面積は 57.37 ㎢で、山林が 65％程度を占めており、中央を富田川が南西方向に流れ、年間平均気温 16.4 度という温暖で過ごしやすいまちです。

上富田町では『明るく豊かで元気なひとづくり、まちづくり』～知恵と創造の力を合わせる協働のまちづくり～を基本理念に、人とまちも元気になる協働と活力のあるまちづくりに取り組んでいます。

上富田町は「梅」「みかん」を主農産物とした農業振興や、近接する南紀白浜空港や広域道路網、豊かな水資源などの恵まれた立地条件を活かして、企業の誘致活動を行っています。

しかし、農業については、農産物の価格低迷による農業所得の減少や農業者の高齢化、後継者不足といった農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、多くの課題を抱えています。

商工業においては長引く景気の低迷に加え、大型店の進出などにより小規模店舗・事業所の廃業、後継者が確保できないなど、極めて厳しい状況となっており、地域産業の振興による雇用機会の創出が課題となっています。

このため、令和２年に、本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成２７年施行の改正半島振興法（昭和６０年法律第６３号。以下「法」という。）第９条の２第１項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

資料：国勢調査等

・人口	１５，２３６人（Ｒ２）　※１４，９８９人（Ｈ２７）
・面積	５７．３７ｋ㎡（山林・原野等６３．０％・宅地４．９％）
・生産年齢人口	８，８３８人
・高齢化率	２７％

（２）前計画の評価

ア　前計画における取組及び目標

本町が令和２年に認定された上富田町産業振興促進計画（令和２年度～令和６年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

〈上富田町〉

・事業所等の新設等、用地取得並びに経営の安定維持を目的とした奨励金制度を設置

・固定資産税の課税免除を実施（企業立地促進法に基づく紀中・紀南基本計画に設定された集積区域）

・半島振興対策実施地域において、固定資産税の不均一課税を実施

・企業立地のための取組として、町内の土地等の斡旋

・工業用機械等の取得等にかかる特別償却制度について、商工会等と連携しながら町内事業者へ周知

〈和歌山県〉

・租税特別措置の活用の促進

・企業立地促進の活用の促進

・設備投資・雇用促進・産業育成の補助金等

・産業振興のための人材育成のための取組

〈上富田町商工会〉

・経営指導・支援や金融相談、人材育成のための研修等や交流を実施

〈上富田町観光協会〉

・観光ガイド等を始めとする観光情報の発信やイベントの実施

〈関係団体等〉

・人材確保

・設備投資の促進等

・経営力の強化

・企業立地の促進

・ブランド力の強化

【目標】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	1	4
旅館業	1	2
農林水産物等販売業	1	2
情報サービス業	1	2

イ　目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和６年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	1	2
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業等	0	0

※産業振興機械等の取得等に係る確認書発行件数を基に算出

【成果及び課題】

・立地条件等により誘致の見込みがなかった。
・税制の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。
・長引く景気低迷のため、経営が厳しく新規の設備投資が難しい状況にあった。
・農産物の価格低迷等により、設備投資をする余力のない事業所が多い。

ウ　成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

・民有地を含めた企業が活用可能な誘致場所のニーズ調査
・将来にわたる生産・供給体制の確立
・税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
・若年者の地元就職及び定住の促進
・農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

２．計画の区域

本計画の区域は、法第２条の規定により半島振興対策実施地域として指定された紀伊地域における上富田町全域とする。

３．計画の期間

本計画の期間は、令和７年７月１日から令和１２年３月３１日までとする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

４．対象地区の産業の振興の現状及び課題

(1)農林水産業(農林水産物等販売業を含む)

梅・みかんを中心とした農業と食品加工製造業については、経済不況による消費の減少、農産物の価格低迷、鳥獣被害の影響や農家の高齢化と後継者不足などにより、農家経営の環境については、益々厳しい状況が続いています。

そのため、従来の経営方針を見直し、設備投資の促進や生産技術の向上といった生産基盤の整備、農産物のブランド力強化を行うことが課題となります。また、高齢化の進展による生産力の低下が問題となっているため、担い手の育成・確保といった地域振興策が求められます。

林業についても、木材価格の低迷などにより、林業生産への投資が厳しい状況のなか、手入れの遅れた森林が増加しており、その担い手である林業従事者の高齢化と、新規就業者の確保が大きな課題となっています。

(2)商工業(製造業を含む)

本町の主な産業である金属や釦加工等の製造業を含む商工業につきましては、ライフスタイルの多様化、情

報社会の進展、流通システムの変革等、環境は大きく変化しています。さらに、長引く景気の低迷による影響や大型店の進出等により、商店経営は厳しいものとなっています。

そのため、消費者ニーズに対応した商業機能の強化を図り、町外への購買力流出を抑制することが必要です。また、立地条件や地域資源を生かして企業誘致を行うとともに町や事業所等との連携や技術の開発といった施策を図っていくことが必要です。

(3)観光(旅館業を含む)

観光については、豊かな自然・熊野古道等の歴史遺産・スポーツ施設を活用した交流による観光産業の振興を図っています。また、新たな取組として、自然環境と農林業を生かした体験型観光を行っていますが、宿泊施設が少なく滞在型観光に対応しきれず、宿泊客の多くは町外の宿泊施設に依存しています。

そのため、町内資源を活用した取組や周辺市町との連携を強化するとともに、地域の特性を生かした広域周遊や既存施設の有効活用が課題となります。

(4)情報通信業(情報サービス業等)

情報通信業の現状としては、町内の産業に占める割合は少ないものの、地理的条件不利性に比較的影響を受けないため、企業誘致を行いやすいことや、地域において一定数の雇用確保にも繋がるなどが考えられ、町独自の補助制度や立地条件や地域資源を生かして企業誘致を行っていくことが必要です。

５．計画区域において振興すべき業種

産業の振興を図るため促進を図ろうとする業種は製造業、農林水産物等の地域産品の販売業、豊かな自然や歴史遺産、スポーツ等の観光を利用した旅館業、日々進歩する情報サービス業等です。

（対象業種）

・製造業
・農林水産物等販売業
・旅館業
・情報サービス業等

６．事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

産業振興を図るために、関係機関が連携し事業活性化に向けた取組を行います。本町の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

（１）農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農産物の販路拡大事業	地元農産物を中心に都市圏への販促活動を行い、ブランド化を推進することにより付加価値向上を図る。
都市と農村の交流事業	都市部から消費者等の呼び込みを行い、農業生産活動の体験などを通じて、地元農産物への関心を高めるとともに、新たな販路拡大へつなげる。

実施主体・主な役割	
町	農産物の販路拡大事業の実施 農業生産活動の安定化に向けた農業者への支援
和歌山県	町が取り組む事業へのサポート体制の確立と実質化に向けた助言
紀南農業協同組合	町と連携し地元農産物の販路拡大やブランド化の推進
観光協会	町内外のイベント等での農林水産物のＰＲ

（２）製造業

取組事業	説明
事業所の誘致	用地取得並びに経営の安定維持を目的とした奨励金制度を実施し事業所の誘致を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、相談会を行い、経営者の育成を図る。
空き店舗や空き地などへの事業所等誘導	町内の空き店舗や空き地を活用するため民有地を含めた、企業が活用可能な誘致場所のニーズ調査等を実施し誘導策を進める。

実施主体・主な役割	
町	補助制度の実施 創業相談窓口の設置 空き店舗等への誘導関連事業の実施
商工会	町等の補助制度の斡旋 創業相談窓口の設置

（３）観光業（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光情報の発信	観光ガイド等を始めとする観光情報の発信やイベントの実施に取り組む。
スポーツ施設を生かした合宿や観光との連携強化	豊かな自然や熊野古道等の歴史遺産、梅やみかんなどの地場産品等を活用した農業体験、スポーツ施設を活かした合宿の誘致及びイベントのＰＲを実施し観光機能の強化推進を図る。
宿泊施設等の誘致	町内の空き地を活用した宿泊施設の誘致を進める。

実施主体・主な役割	
町	町内における観光名所等に関するパンフレットを作成する。 スポーツイベントの開催及びＰＲ スポーツ合宿時の補助制度の実施 空き地等への宿泊施設等の誘致関連事業の実施
観光協会	地域資源を活用したイベント等を実施

（4）情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
事業所等立地促進事業	事業所立地等に向けた町独自の補助制度を実施し、企業誘致を図る。

実施主体・主な役割	
町	事業所立地、雇用創出に関する補助事業の実施
商工会	事業所等への補助制度の情報提供

（5）共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	町内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 Web媒体、情報媒体による情報発信 事業者への周知
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 起業研修における制度周知
商工会	会員への制度の斡旋 創業相談での制度周知 商業経営者及び後継者に対する経営指導

7．計画の目標

（1）設備投資の活発化に関する目標（令和７年度～令和１１年度）

新規設備投資件数（件）	１件

※前計画期間での実績（令和２年度～令和６年度）　１件

（2）雇用・人口に関する目標（令和７年度～令和１１年度）

新規雇用者数（人）	３人
移住者数（人）	１人
社会増減率	１．０未満

※前計画期間での実績（令和２年度～令和６年度）

新規雇用者数（人）　２人

移住者数（人）　０人

（3）事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	・町内商工会の定期総会時等に税制の説明を実施する。
②ＷＥＢ媒体等による情報発信	・町ウエブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、町広報紙にて１回程度情報発信を実施する。
②事業者への直接周知	・企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

８.計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、ＰＤＣＡサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

９.参考データ等

【人口】

	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年
人口（人）	１４，７７５	１４，８０７	１４，９８９	１５，２３６
生産年齢人口（人）	９，５１３	９，２２４	９，０９０	８，８３８
老年人口（人）	２，８５４	３，１９１	３，６９９	４，１１２
高齢化率（%）	１９	２２	２５	２７

資料：国勢調査

【人口動態】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
人口（人）	１５，５０４	１５，６０３	１５，６６１	１５，６５９
自然増減（人）	△４４	△４８	△５９	△１１１
社会増減（人）	２１	１４７	１１７	１０９
全体（人）	△２３	９９	５８	△２

資料：住民基本台帳

【産業別就業者数】

	平成２７年	令和２年
１次産業（人）	５７１	４５６
２次産業（人）	１，５９４	１，５２３
３次産業（人）	４，９３２	５，０８６
分類不能（人）	１４８	３００
就業者総数（人）	７，２４５	７，３６５

資料：国勢調査

【農業産出額、総農家数等の推移】

	平成２２年	平成２７年
農業粗生産額（百万円）	１，５７０	１，１２０
農家数（戸）	６１９	６１５

資料：生産農業所得統計、農林業センサス

【年間商品販売額】

	平成２６年	令和３年
年間商品販売額（百万円）	２３，３５０	２６，５９０

資料：商業統計調査・経済センサス－活動調査

【工業事業所数と従業者数等】

	令和２年	令和３年
工業事業所数	２９	２７
工業従業者数（人）	１，０４３	１，００５
製造品出荷額（百万円）	２０，９０４	２０，４７６

資料：経済センサス－活動調査

【観光入込客数】

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
観光客総数（人）	３４３，０５１	２６１，２９３	１８７，８３４	２４３，８６３	２６２，５８３
日帰り客（人）	３１２，７２１	２４５，０５８	１７０，７２７	２２０，６７７	２３６，９５４
宿泊客（人）	３０，３３０	１６，２３５	１７，１０７	２３，１８６	２５，６２９

資料：和歌山県観光動態調査